

未成年口座のお手続き方法（ご本人確認書類ご提出のお願い）

未成年口座の開設にあたり3種類の書類をご提出いただく必要があります。

1. 「証券総合サービス申込書」
2. 「未成年口座開設及び取引に関する申込書」 または 「未成年口座開設及び取引に関する同意書」
3. 未成年者様と親権者様の続柄がわかる「本人確認書類」一式

以下の手順に従い、各申込書(同意書)を記入捺印後、本人確認書類をご用意いただき、ご返送ください。

手順1. 「証券総合サービス申込書」の記入捺印

（親権者口座を同時申込された方は、2口座分の申込書をご提出ください）

証券総合サービス申込書		株式会社SBI証券 御中 税務署長 殿	
お申込日	2000年00月00日		
ご住所	東京都千代田〇〇123-456	確認書類	
お名前	伊井 一郎	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード	

1. 口座を開設される方の「お名前」(※1)、「お申込日」をご記入ください。
2. 「ご住所」および「生年月日」欄の印字内容をご確認ください。誤っている場合は二重線と訂正印で取り消し、正しい内容をご記入ください。

※1 乳幼児の場合は親権者様が代筆してください。お名前の後にカッコ書きで、(代筆者名(続柄))をご記入ください。

手順2. 「未成年口座開設及び取引に関する申込書(同意書)」の記入およびご本人様(未成年者)と親権者様の続柄がわかる「本人確認書類」の用意

親権者様の人数等により、記入要領、ご提出可能な確認書類が異なります。下の例を参考にお手続きください。ご不明な場合はコールセンターまでお問合せください。

- 未成年者と親権者二名が同一世帯の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
- 親権者二名が別世帯、未成年者と親権者が別世帯の場合・・・・・・・・・・・・P.2
- 親権者が一人の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
- 未成年後見人が選任されている場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.4
- よくある記入不備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.4

<未成年者と親権者二人が同一世帯の場合>

[記入要領]

未成年口座開設及び取引に関する申込書 (同意書)		お申込日	2000年00月00日	
未成年者	お名前	伊井 一郎		
	社用欄			
ご登録親権者① ・未成年後見人 (法定代理人)	お名前	伊井 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 男	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 52年4月1日
	続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 父		
	口座番号	Z〇〇-〇〇△△□□□		
	届出住所	〒999-9999 東京都港区六本木999-〇〇-△△△		
親権者②	お名前	伊井 花子	<input checked="" type="checkbox"/> 女	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 50年1月1日
	続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 母		
	口座番号	Z〇〇-〇〇△△〇〇〇		
	届出住所	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者①の届出住所と同じ		

1. 未成年者の「お名前」(※1)、「お申込日」をご記入ください。
2. ご登録親権者①②の、「お名前」(※2)「性別」「生年月日」「続柄」「口座番号」(※3)「届出住所」(※4)をご記入、「印」欄にご捺印ください。

- ※1 乳幼児の場合は親権者様が代筆してください。お名前の後にカッコ書きで、(代筆者名(続柄))をご記入ください。
- ※2 「お名前」の署名は親権者様ご本人が行ってください。
- ※3 親権者①に登録される方は、当社のインターネット取引口座を開設されているお客様に限ります。親権者②に登録される方もインターネット取引口座を開設されている場合は口座番号をご記入ください。口座番号を申告いただいた親権者①②の方以外から未成年口座の手続きはできません。
- ※4 親権者様の口座のご登録情報が異なる場合は、変更手続き後に未成年口座をお手続きください。

(裏面へつづく)

＜未成年者と親権者二名が同一世帯の場合＞(表面からのつづき)

[本人確認書類の用意] 以下①～③のうちいずれか一つの書類一式をご用意ください。枠内の注意点をご確認ください。

①～③のいずれか一つの書類一式を用意

① 住民票の写し(個人番号の記載あり) + 各種健康保険証等のコピー(両面)



- 「住民票の写し」の申請時に個人番号の記載を指定、交付された書類に個人番号の記載があること
- 親権者二人と未成年者本人の記載があること
- 親権者のいずれかが世帯主であること(※)
- 未成年者の続柄(「子」など)が記載されていること
- 複数ページで発行されたものは、発行日、発行者印、のあるページを含めすべて揃っていること
- 半年以内に交付されていること



- 未成年者の名前、生年月日、住所が確認できること
- 発行者印が確認できること
- コピーの四隅が欠けていないこと

② 住民票の写し(個人番号の記載なし) + 各種健康保険証等のコピー(両面) + 通知カードのコピー(表面)



- 個人番号の記載がないこと
- 親権者二人と未成年者本人の記載があること
- 親権者のいずれかが世帯主であること(※)
- 未成年者の続柄(「子」など)が記載されていること
- 複数ページで発行されたものは、発行日、発行者印、のあるページを含めすべて揃っていること
- 半年以内に交付されていること



- 未成年者の名前、生年月日、住所が確認できること
- 発行者印が確認できること
- コピーの四隅が欠けていないこと



- 未成年者の名前、生年月日、住所が確認できること
- コピーの四隅が欠けていないこと

③ 住民票の写し(個人番号の記載なし) + 個人番号カードのコピー(両面)



- 個人番号の記載がないこと
- 親権者二人と未成年者本人の記載があること
- 親権者のいずれかが世帯主であること(※)
- 未成年者の続柄(「子」など)が記載されていること
- 複数ページで発行されたものは、発行日、発行者印、のあるページを含めすべて揃っていること
- 半年以内に交付されていること



- 未成年者の名前、生年月日、住所が確認できること
- 有効期限内であること
- コピーの四隅が欠けていないこと

※親権者が世帯主でない場合、「住民票の写し」に替えて「戸籍謄本(全部事項証明)」と「戸籍の附票」をご用意ください。ご提出いただく書類は②「戸籍謄本」「戸籍の附票」「通知カードの両面コピー」「健康保険証の両面コピー」、または③「戸籍謄本」「個人番号カードの両面コピー」のどちらかです。

＜親権者二人が別世帯、未成年者と親権者が別世帯の場合＞

[記入要領]

未成年口座開設及び取引に関する申込書 (同意書)

		お申込日	2000年00月00日	
未成年者	お名前	伊井 一郎		
	社用欄			
ご登録親権者① ・未成年後見人 (法定代理人)	お名前	伊井 太郎	☒ 男	昭和52年4月1日
	続柄	☒ 父		
	口座番号	Z00-00000000		
	届出住所	〒999-9999 東京都港区六本木999-00-0000		
親権者②	お名前	伊井 花子	☒ 女	昭和50年1月1日
	続柄	☒ 母		
	口座番号	Z00-00000000		
	届出住所	〒999-9999 東京都千代田区123-0000-0000		

- 未成年者の「お名前」(※1)、「お申込日」をご記入ください。
- ご登録親権者①②の、「お名前」(※2)「性別」「生年月日」「続柄」「口座番号」(※3)「届出住所」(※4) をご記入、「印」欄にご捺印ください。

- ※1 乳幼児の場合は親権者様が代筆してください。お名前の後にカッコ書きで、(代筆者名(続柄))をご記入ください。
- ※2 「お名前」の署名は親権者様ご本人が行ってください。
- ※3 親権者①に登録される方は、当社のインターネット取引口座を開設されているお客様に限ります。親権者口座を同時申込された方は当社で記入します。親権者②に登録される方もインターネット取引口座を開設されている場合は口座番号をご記入ください。口座番号を申告いただいた親権者①②の方以外から未成年口座の手続きはできません。
- ※4 親権者様の口座のご登録情報が異なる場合は、変更手続き後に未成年口座をお手続きください。

(次頁へつづく)

<親権者二人が別世帯、未成年者と親権者が別世帯の場合>(前頁からのつづき)

[本人確認書類の用意] 以下①~③のうちどちらかの書類一式をご用意ください。枠内の注意点をご確認ください。

①~③のどちらかの書類一式を用意

① 戸籍謄本(全部事項証明) + 個人番号カードのコピー(両面)

- 親権者二人と未成年者の記載があること
- 複数ページで発行されたものは、発行日、発行者印、のあるページを含めすべて揃っていること
- 半年以内に交付されていること

- 未成年者の名前、生年月日、住所が確認できること
- 有効期限内であること
- コピーの四隅が欠けていないこと

② 戸籍謄本(全部事項証明)と戸籍の附票 + 各種健康保険証のコピー(両面) + 通知カードのコピー(表面)

- 親権者二人と未成年者の記載があること
- 戸籍の附票が揃っていること
- 複数ページで発行されたものは、発行日、発行者印、のあるページを含めすべて揃っていること
- 半年以内に交付されていること

- 未成年者の名前、生年月日、住所が確認できること
- 発行者印が確認できること
- コピーの四隅が欠けていないこと

- 未成年者の名前、生年月日、住所が確認できること
- コピーの四隅が欠けていないこと

<親権者が一人の場合>

[記入要領]

未成年口座開設及び取引に関する申込書 (同意書)

		お申込日	2000年00月00日	
未成年者	お名前	伊井 一郎		
	社用欄			
ご登録親権者① ・未成年後見人 (法定代理人)	お名前	伊井 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 男	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 52年4月1日
	続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 父		
	口座番号	Z00-0000000000		
	届出住所	〒999-9999 東京都港区六本木999-00-0000		
				印 伊井

1. 未成年者の「お名前」(※1)、「お申込日」をご記入ください。
2. ご登録親権者①の、「お名前」(※2)「性別」「生年月日」「続柄」「口座番号」(※3)「届出住所」(※4) をご記入、「印」欄にご捺印ください。
3. 親権者②の記入は不要です。

- ※1 乳幼児の場合は親権者様が代筆してください。お名前の後にカッコ書きで、(代筆者名(続柄))をご記入ください。
- ※2 「お名前」の署名は親権者様ご本人が行ってください。
- ※3 親権者①に登録される方は、当社のインターネット取引口座を開設されているお客様に限ります。親権者口座を同時申込された方は当社で記入します。口座番号を申告いただいた親権者様以外から未成年口座の手続きはできません。
- ※4 親権者様の口座のご登録情報が異なる場合は、変更手続き後に未成年口座をお手続きください。

[本人確認書類の用意] 以下①~③のうちどちらかの書類一式をご用意ください。枠内の注意点をご確認ください。

①~③のどちらかの書類一式を用意

① 戸籍謄本(全部事項証明) + 個人番号カードのコピー(両面)

- 親権者と未成年者の記載があること
- 複数ページで発行されたものは、発行日、発行者印、のあるページを含めすべて揃っていること
- 半年以内に交付されていること

- 未成年者の名前、生年月日、住所が確認できること
- 有効期限内であること
- コピーの四隅が欠けていないこと

② 戸籍謄本(全部事項証明)と戸籍の附票 + 各種健康保険証のコピー(両面) + 通知カードのコピー(表面)

- 親権者と未成年者の記載があること
- 戸籍の附票が揃っていること
- 複数ページで発行されたものは、発行日、発行者印、のあるページを含めすべて揃っていること
- 半年以内に交付されていること

- 未成年者の名前、生年月日、住所が確認できること
- 発行者印が確認できること
- コピーの四隅が欠けていないこと

- 未成年者の名前、生年月日、住所が確認できること
- コピーの四隅が欠けていないこと

＜未成年後見人が選任されている場合＞

[記入要領]

未成年口座開設及び取引に関する申込書 (同意書)

		お申込日	2000年00月00日	
未成年者	お名前	伊井 一郎		
	社用欄			
ご登録親権者① ・未成年後見人 (法定代理人)	お名前	後見 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 男	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 32年1月1日
	続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 未成年後見人		
	口座番号	Z00-00△△0000		
	届出住所	〒999-9999 東京都新宿区555-00-△△△		
				印

1. 未成年者の「お名前」(※1)、「お申込日」をご記入ください。
2. ご登録親権者①に未成年後見人様の、「お名前」(※2)「性別」「生年月日」「続柄」「口座番号」(※3)「届出住所」(※4)を記入、「印」欄に押印ください。
3. 未成年後見人が複数名選任されている場合は、親権者②もご記入ください。

- ※1 乳幼児の場合は親権者様が代筆してください。お名前の後にカッコ書きで、(代筆者名(続柄))をご記入ください。
- ※2 「お名前」の署名は親権者様ご本人が行ってください。
- ※3 親権者①(未成年後見人)に登録される方は、当社のインターネット取引口座を開設されているお客様に限ります。親権者口座を同時申込された方は当社で記入します。口座番号を申告いただいた未成年後見人様以外から未成年口座の手続きはできません。
- ※4 親権者①(未成年後見人)の口座のご登録情報が異なる場合は、変更手続き後に未成年口座をお手続きください。

[本人確認書類の用意] 以下①～③のうちどちらかの書類一式をご用意ください。枠内の注意点をご確認ください。

①

① 戸籍謄本(全部事項証明) + 個人番号カードのコピー(両面)

- 未成年者の記載があること
- 複数ページで発行されたものは、発行日、発行者印のあるページを含めすべて揃っていること
- 半年以内に交付されていること

- 未成年者の名前、生年月日、住所が確認できること
- 有効期限内であること
- コピーの四隅が欠けていないこと

②

② 戸籍謄本(全部事項証明)と戸籍の附票 + 各種健康保険証のコピー(両面) + 通知カードのコピー(表面)

- 未成年者の記載があること
- 戸籍の附票が揃っていること
- 複数ページで発行されたものは、発行日、発行者印、のあるページを含めすべて揃っていること
- 半年以内に交付されていること

- 未成年者の名前、生年月日、住所が確認できること
- 発行者印が確認できること
- コピーの四隅が欠けていないこと

- 未成年者の名前、生年月日、住所が確認できること
- コピーの四隅が欠けていないこと

よくある記入不備 「未成年口座開設及び取引に関する申込書(同意書)」を記入後に念のためご確認ください。

記入不備	不備内容
親権者①の証券口座未開設	親権者①の口座番号欄には、親権者が開設している当社のインターネット取引の証券口座番号をご記入ください。(親権者口座の口座開設申込書を同時返送される方は記入不要です)
親権者①・②が同一筆跡 (親権者が二人の場合)	親権者①・②欄は代筆できません。当社で同一筆跡と認められた場合は受付できません。それぞれ親権者ご本人がご記入ください。
親権者②の記入漏れ (親権者が二人の場合)	親権者②欄に記入漏れがある場合は受付できません。お名前・生年月日・続柄・住所欄のご記入、印欄を捺印してください。

ジュニアNISAお申し込み手順

<未成年のお客様専用>

ジュニアNISAのお申し込みには、NISA申請書、個人番号記載書類および本人確認書類のご提出が必要となります。以下の手順を参考にNISA申請書と個人番号記載書類等をご準備いただき、ご返送ください。

手順1. NISA申込書の記入

- NISA申請書にお客様情報がプレ印字されている場合、内容をご確認のうえお名前欄に楷書でご署名ください。
- プレ印字されている住所と現在お住まいの住所が相違している場合、新住所欄に現在お住まいの住所をご記入ください。NISA口座の開設と併せて住所変更の手続きを行います。
- プレ印字が無い項目は、現在のお客様のお名前・住所・生年月日等をご記入ください。

手順2. 個人番号記載書類等の準備

以下①～③のうちいずれか一つの書類一式をご用意いただき、NISA申請書と併せてご返送ください。

いずれか一つの書類一式を用意

① 通知カードのコピー(表面) + 各種健康保険証(もしくは住民票の写し(個人番号の記載なし))



- 未成年者の名前、生年月日、住所が確認できること
- コピーの四隅が欠けていないこと



- 未成年者の名前、生年月日、住所が確認できること
- 発行者印が確認できること
- コピーの四隅が欠けていないこと

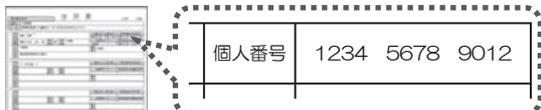


② 個人番号カードのコピー(両面)



- 未成年者の名前、生年月日、住所が確認できること
- 有効期限内であること
- コピーの四隅が欠けていないこと

③ 住民票の写し(個人番号の記載あり) ※「住民票の写し」の申請時に個人番号の記載をご指定ください。



- 「住民票の写し」に個人番号の記載があること
- 複数ページで発行されたものは、発行日、発行者印、のあるページを含めすべて揃っていること
- 半年以内に交付されていること

以上で手続き終了です。